第

240

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 1 2月 2 2日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1 - 4 - 3 1 Tel: 06-946-8011 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-946-8727

△手形を分けて発行すると印紙税が浮く!!

Q: 買掛金の支払いの際、先方の求めにより同一期日で手形を数枚に分けて発行してきますが、一枚で手形を発行するより印紙税が少なく済みます。これは脱税になりますか。

A:結論から言いますと脱税にはなりません。

と回いますのも、印紙税の課税対象はその 文書が課税文書かどうかであり、取引を課税 対象とはしていないからです。

約束手形の場合は、一通の手形の金額により印紙税が何円と決まっています。手形の合計は考慮する必要はありません。

領収書の分割についても同じです。 《その他印紙税についての注意点》

- ① 文書の有効・無効と印紙税が貼ってあるか否かは関係ありません。印紙税が貼っていないからといって、その文書は無効になるわけではなく、それは単なる印紙税の過怠です。
- ② 消印はその文書に署名した全員でするのが本当でしょうか。いいえ、消印は印紙の再使用の防止のためですので、一人のハンコで十分です。
- ③ 印紙税は課税文書の作成に対して課税されますので、課税文書を作成しなければ課税されません。
- ④ 印紙を貼らなかった場合の過怠税は、貼るべきであった印紙税の3倍となります。

